

児童虐待防止教育に関する中学校教員の意識と現状

李 璟媛 ・ 谷口 晴香*

本研究では、中学校教員の児童虐待に関する意識と対応の実態や児童虐待防止教育に関する意識と現状を明らかにすることを目的とし、2018年に岡山市の中学校6校の協力を得て、中学校教員を対象に質問紙調査を行い分析した(266部配布, 171部回収: 有効回収率64.3%)。学校現場で被虐待生徒(疑いを含む)に出会った経験のある教員は8割以上である。教員の多くは、学校内の当該生徒と関係のある教員や管理職の教員と相談し、外部の関係機関に相談・通告するなどの対応を行っており、適切な対応のためには、生徒及び教員間で相談し合える関係を築き、外部機関との協力体制を築くことが必要であると考えていた。中学生を対象とする児童虐待関連教育を行うことに賛成した教員は9割、実際に授業を行った経験をもつ教員は2割弱である。教育の実践においては、児童虐待関連内容を扱うことで生じうる課題などを考慮し、慎重に行う必要があるのは言うまでもないが、教員の多くは、教育を実施することで得られる効果を肯定的にとらえており、本研究では、教育の必要性と実践可能性を確認できた。

Keywords: 児童虐待, 児童虐待防止, 児童虐待防止教育, 中学校教員

1. はじめに

日本では、2000年に「児童虐待防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」と称する)が成立し、20年が過ぎている。その間、児童虐待防止のための様々な対策が講じられ、実施されている。しかし、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待関連相談件数は、年々増加している。厚生労働省発表によると、1990年度は1,101件であった相談件数が、2019年度には193,780件に増え、発表以来最も多くなっている。相談経路をみると、警察等が最も多く49.8%、近隣・知人が13.0%、家族・親族が8.2%、学校等が7.2%などである(厚生労働省, 2020)。被虐待児童の年齢は、0～6歳の未就学児が45.1%、小学生(7～12歳)が34.0%、中学生(13～15歳)が13.8%、高校生・その他(16～18歳)が7.0%を占めている⁽¹⁾(厚生労働省, 2021)。

2004年には、「児童虐待防止法」改正に基づいて、

児童虐待防止に係る学校の教職員等の役割と義務が明文化された。その背景にあるのは、被虐待児童における小・中学生が占める割合が高いことや学校等からの相談も多いこと、小・中学生は多くの時間を学校で過ごしていることを考慮すると、学校の教職員は、児童虐待を早期発見できる立場にあると認識されているからである(李・安達, 2015)。

李・安達は、教職員を研究対象とした先行研究を検討し、被虐待児童に接した経験と対応、児童虐待に関する知識、虐待の判断、通告意思、児童虐待防止に関する学校の取組や課題を提示するなどの多岐にわたる研究が、すでに数多く行われていることを確認している(李・安達, 2015)。

その他に、学校教育を通して児童虐待防止に関連する教育が行われている現状を把握、分析している研究も見られている。例えば、鈴木らは、家庭科教育は、保育分野の学習等を通して子ども虐待を取り

岡山大学大学院教育学研究科 生活・健康スポーツ学系 700-8530 岡山市北区津島中3-1-1

*NECソリューションイノベーション株式会社 136-0082 江東区新木場1-18-7

The Consciousness and Actual Conditions of The Middle School Teachers about Child Abuse Prevention Education

Kyoung Won LEE, and Haruka TANIGUCHI*

Division of Life, Health, and Sports Education, Graduate School of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushimanaka, Kita-ku, Okayama 700-8530

*NEC Solution Innovation, Ltd, 1-18-7 Shinkiba, koto-ku 136-0082

扱うことが期待され、その成果は虐待防止教育としての意味をもつことを指摘し、高等学校家庭科教育において子ども虐待がどのように扱われているかについて、家庭科教員を対象にヒアリング調査を行っている。研究結果、多くの教員は、子ども虐待をストレートに扱う授業より、ワークショップなど体験的活動を通して間接的に学習の場を設けることが多いこと、教員の働きかけによって、第3者的な反応をしていた生徒の思考が深まる可能性があることを明らかにしている。そのうえ、生徒の思考力を高めるためには、教員の指導上の配慮と工夫が必要であると指摘している。さらに、ヒアリングに応じた全教員は、虐待を受けていた（いる）可能性のある生徒に対する配慮の必要性を指摘しており、そのことから、児童虐待を深く追究することへの不安や自制的様子が示唆されていることが明らかになっている（鈴木・岡本・岡本，2011）。

また、子ども虐待予防の観点から高等学校家庭科保育分野の取り組みを考察した岡本らは、「保育分野」の学習は、全生徒を対象としているため子ども虐待の予防教育として考えられること、さらに、被虐待生徒が含まれている場合は、「虐待をうけた子どものケアと自立支援」へもアプローチしていることになると指摘する。そして、教員は、授業を受ける生徒理解を踏まえた配慮と明確な目的意識をもって授業を行うことが重要であると強調している（岡本・牧野，2014）。

これらの研究では、高等学校の家庭科の保育分野の指導を中心とした実践に基づいて、児童虐待防止に関連する学校教育の必要性や教育効果、そして教育を行う際の配慮や課題を指摘している。このような先行研究の成果を踏まえ、本稿では、全国の児童虐待相談件数の1割以上が中学生に占められている現状を考慮し、中学校における児童虐待防止教育の可能性について検討することを試み、その第1段階の作業として、中学校教員を対象として質問紙による調査を行った。

本稿では、中学校教員の児童虐待に関する意識と対応の実態を確認するとともに、中学生を対象とした児童虐待防止教育に関する教員の意識と現状を明らかにし、中学校における児童虐待防止関連教育の必要性と可能性を考えてみたい。

2. 研究方法

(1) 調査方法と調査対象者の属性

本稿では、中学校教員を対象に「児童虐待に関する中学校教員の意識や経験等の調査」というタイトルで、2018年9月から10月の間に岡山市の中学校

6校の協力を得て、中学校に勤務する教員を対象に質問紙による調査を実施した。266部を配布、171部回収した（有効回収率：64.3%）。本研究は、岡山大学大学院教育学研究科「研究倫理委員会」の承認を受けて実施した。

表1には調査対象者の属性を示した。性別は、女性が45.6%、男性が54.4%、年齢は、50代が約4割、20、30、40代がそれぞれ2割前後を占める。職歴は、20年以上が約半分、10年から20年未満が2割弱、5年未満が1割強である。職名は、教諭が7割以上、校長等の管理職が1割程度である。調査対象者の担当教科と職務では、英語担当が24人（14.3%）、数学と理科がそれぞれ23人（13.7%）、社会が20人（11.9%）、国語が19人（11.3%）、保健体育が14人（8.3%）、家庭、音楽、養護教諭がそれぞれ6人（3.6%）、特別支援が5人（3.0%）、技術が4人（2.4%）、美術が3人（1.8%）、その他が15人（8.9%）である。表1を含め、以下のすべての分析において無回答は除いた。

表1 調査対象者の属性

属性		人 (%)
性別	女性	78 (45.6)
	男性	93 (54.4)
	合計	171 (100.0)
年齢	20代	32 (19.0)
	30代	31 (18.5)
	40代	36 (21.4)
	50代	62 (36.9)
	60代	7 (4.2)
	合計	168 (100.0)
職歴	1年未満	12 (7.0)
	1年以上～5年未満	22 (12.9)
	5年以上～10年未満	17 (9.9)
	10年以上～20年未満	33 (19.3)
	20年以上～30年未満	45 (26.3)
	30年以上	42 (24.6)
	合計	171 (100.0)
職名	校長・副校長・教頭	16 (9.4)
	主幹教諭	3 (1.8)
	指導教諭	5 (2.9)
	教諭	123 (72.4)
	講師	20 (11.8)
	その他	3 (1.3)
	合計	170 (100.0)
担任状況	担任あり	93 (54.7)
	担任なし	77 (45.3)
	合計	170 (100.0)

(2) 調査項目

本調査で設定した主な質問項目は、調査対象者の属性、児童虐待に関する学習経験の有無、児童虐待

表2 児童虐待に関する学習経験と方法について（複数回答）

単位：人

	書籍	漫画	マスメディア	映画・ドラマ	啓発パンフレット・冊子	講演会・研修会	試験対策等の参考書	授業・講義	親や知人から学習	累計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	1	1	3	0	1	0	0	1	3	10
中学生	3	1	6	3	1	1	0	1	1	17
高校生	3	2	9	1	2	2	1	2	1	23
大学生	24	7	32	15	18	11	21	38	7	173
教員	52	13	66	33	62	84	11	29	20	370
累計	83	24	116	52	84	98	33	71	32	—

表3 「児童虐待防止法」に関する認知程度

	人 (%)
法律名も内容もよく知っている	11 (6.8)
法律名は知っており、内容もある程度は知っている	80 (49.4)
法律名は知っているが、内容は知らない	65 (40.1)
法律名も聞いたことはなく、内容も知らない	6 (3.7)
合計	162 (100.0)

表4 「早期発見努力義務」と「通告義務」規定の認知度

単位：人 (%)

	知っている	知らない	合計
教職員の児童虐待における早期発見努力義務	145 (85.3)	25 (14.7)	170 (100.0)
虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通告義務	162 (95.3)	8 (4.7)	170 (100.0)

関連法の認知程度、児童虐待行為に対する認識、被虐待生徒の遭遇経験の有無と対応方法、学校現場で必要と思われる対応方法、児童虐待防止教育に関する意識と経験の有無、教育効果などである。

本稿では、以上の質問項目に基づいて、(1) 児童虐待に関する学習経験の有無と方法、(2) 児童虐待防止法や法律内容等に関する認知程度、(3) 20項目の具体的行為に対する虐待認識、(4) 被虐待生徒等の遭遇経験の有無と対応の実態、(5) 児童虐待防止教育に関する意識と教育経験の現状、(6) 学習経験、被虐待生徒等の遭遇経験、職歴等と知識、教育実施等との関連の順で分析する。

3. 分析結果

(1) 児童虐待に関する学習経験の有無と方法

今まで児童虐待に関連する学習、教育を受けたことがあるかどうかを確認した結果、学習経験があると答えた教員は117人(68.4%)、ないと答えた教員は54人(31.6%)である。学習経験があると回答した人に、その時期と方法について質問した。時期については、「就学前、小学生の時、中学生の時、高校生の時、大学生の時、教員になってから」の6つの時期を設定し、それぞれの時期にどのような方法で学習したかについて、当てはまる方法すべてを選んでもらった(表2)。学習時期は、小、中、高校生のときから学習している人は少なく、多くの人が

大学生以降から学習しているのがわかった。大学生の時学習する場合は、「授業・講義」、「マスメディア」などを通しての学習が多い。教員になってから学習する場合は、「講演会・研修会」が多いが、他にも様々な方法で学習している。

(2) 児童虐待防止法や法律内容等に関する認知程度

「児童虐待防止法」の法律名と内容に関する認知程度を確認した結果(表3)、「法律名も内容もよく知っている」、または「内容もある程度は知っている」を含めて、「認知している」とされる教員は6割弱、「法律名は知っているが、内容は知らない」教員が4割、「法律名も内容も知らない」教員が4%程度いることが確認できた。また、「児童虐待防止法」に規定されている教職員の「早期発見努力義務」については8割以上の教員が認知しており、「通告義務」については9割以上の教員が認知していた(表4)。

(3) 20項目の具体的行為に対する虐待認識

本調査では、虐待行為に関する教員の認識を明らかにするために具体的な虐待行為を設定し、質問した。具体的行為は、先行研究の上本・李(2014)、李・安達(2015)で用いられた、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待のそれぞれ5行為ずつの20行為である⁽²⁾。質問の際は20行為をランダムに並

表5 20項目の具体的行為に関する虐待認識 単位：人（％）

行為		虐待である	虐待ではない	わからない	合計
身体的虐待	子どもを繰り返し蹴ったが怪我はしなかった	169 (99.4)	1 (0.6)	0 (0.0)	170 (100.0)
	子どもにタバコを押し付ける	170 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	170 (100.0)
	意図的に子どもを病気にさせる	176 (98.2)	1 (0.6)	2 (1.2)	179 (100.0)
	冬に子どもを戸外に締め出す	163 (95.9)	3 (1.8)	4 (2.4)	170 (100.0)
	子どもを一室に拘束する	166 (97.6)	1 (0.6)	3 (1.8)	170 (100.0)
性的虐待	性的満足のために自分の性器を触らせる	170 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	170 (100.0)
	思春期の娘の胸を愛撫する	170 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	170 (100.0)
	性交の場面を子どもに見せる	162 (95.3)	2 (1.2)	6 (3.5)	170 (100.0)
	ポルノグラフィティーの被写体に子どもを強要する	169 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	169 (100.0)
	子どもに性交を強要する	170 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	170 (100.0)
ネグレクト	買い物をしている間乳幼児を車に残しておく	150 (88.2)	4 (2.4)	16 (9.4)	170 (100.0)
	子どもを不潔な環境の中で生活させる	163 (95.9)	4 (2.4)	3 (1.8)	170 (100.0)
	子どもが病気になっても病院に連れて行かない	156 (91.8)	4 (2.4)	10 (5.9)	170 (100.0)
	子どもの意思に反して学校に行かせない	164 (96.5)	3 (1.8)	3 (1.8)	170 (100.0)
	祖父母が子どもに熱湯をかけているのを放置する	170 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	170 (100.0)
心理的虐待	太っているのを気にしている子に「お前はいつ見てもデブだね」と言う	149 (87.6)	5 (2.9)	16 (9.4)	170 (100.0)
	子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」と言う	163 (95.9)	3 (1.8)	4 (2.4)	170 (100.0)
	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける	170 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	170 (100.0)
	子どもの目の前で配偶者に対して暴力を振るう	153 (90.0)	5 (2.9)	12 (7.1)	170 (100.0)
	子どもを他のきょうだいと比べ差別的な扱いをする	159 (93.5)	5 (2.9)	6 (3.5)	170 (100.0)

表6 被虐待生徒の遭遇経験について 単位：人（％）

	ある	ない	合計
虐待を受けた生徒に出会った経験	79 (49.4)	81 (50.6)	160 (100.0)
虐待を受けたと思われる生徒に出会った経験	67 (41.9)	93 (58.1)	160 (100.0)
経験あり合計（再掲）	138 (82.1)	30 (17.9)	168 (100.0)

注：経験あり合計（再掲）人数が138人の理由は、経験あり、なしの間には回答しなかったが、経験時期や対応について回答した人がいるためである。

べ、「虐待である」、「虐待ではない」、「わからない」の3つの選択肢のうち1つを選んでもらった。

教員の具体的な行為に関する虐待認識は表5に示すとおりである。20行為のうち、全員が「虐待である」と認識したのは、7行為である。その他の行為については、おおむね9割以上の教員が虐待として認識しており、児童虐待に関する認識程度は高いことがわかる。ただ、ネグレクトにあたる「買い物をしている間乳幼児を車に残しておく」と、心理的虐待にあたる「太っているのを気にしている子に『お前はいつ見てもデブだね』と言う」という2行為を虐待と認知した教員は9割を下回っており、約1割の教員が、「わからない」と回答している。特に、ネグレクト行為と心理的虐待行為に対しては、少数ではあるが、「虐待ではない」、または「わからない」という回答もみられている。

（4）被虐待生徒等の遭遇経験の有無と対応の実態

表6を参考に見ると、虐待を受けた生徒、または、虐待を受けたと思われる生徒に出会ったことがある（以下、虐待を受けたと思われる生徒を含み「被虐待生徒等」と表記する）と回答した教員は138人（82.1％）で、そのうち、約2割にあたる16人は、虐待を受けている生徒と、虐待を受けたと思われる生徒の両方に出会っていた。どちらの生徒にも出会ったことがないと回答した教員は30人（17.9％）であった。職歴の1年未満の教員が4人、1-5年未満が15人、5-10年未満が13人、10-20年未満が30人、20-30年未満が38人、30年以上が37人である。職歴が長いほど、被虐待児童等に出会った経験が多かったが、5年以内の教員の19人が経験しており、そのうちの4人は職歴1年目の教員である。職歴と関わらず被虐待児童と出会う可能性が高いことが確認できた。被虐待生徒等と出会った経験があると答えた教

員にその時期を確認した(表省略)。2年より前が最も多く40.7%、次が1か月以内の16.3%、半年以内、1年以内、2年以内がそれぞれ14%程度である。また、被虐待生徒等に出会ったとき、児童の担任だったと答えたのは37.8%である。

表7は被虐待生徒等を発見した際、教員が行った対応である。教員の多くは、「当該生徒に関係ある教員と相談」、「生徒の学校内での様子を観察」、「管理職の教員に相談」、「外部の関係機関に相談・通告」するなど、様々な対応をしており、「誰にも相談せずに一人で解決した」、「何もしなかった」と答えた教員は一人もいなかった。本調査では、その時の対応について十分対応できていたと思うかどうかの質問を行っている(表省略)。「十分対応できたと思う」と答えた教員が19人(15.4%)、「ある程度対応できたと思う」が87人(70.7%)、「あまり対応できなかったと思う」が16人(13.0%)、「全く対応できなかったと思う」が1人(0.8%)であった。9割近い教員は、十分、またはある程度対応できたと評価していた。

さらに、本調査では、学校現場で被虐待生徒に出会った場合、どのように対応すべきであるかについて質問し、表8のような結果を得た。「非常にそう思う」という回答が多かった順でみると、「管理職

の教員に相談する」、「当該生徒に関係する教員に相談する」、「生徒の学校内での様子を観察する」、「生徒と会話できる時間をつくる」が、9割を超えており、「ある程度そう思う」を含めると、ほぼ全員が、そのように対応すべきであると回答している。また、「外部の関係機関に相談・通告する」については、「非常にそう思う」が8割を超え、「ある程度そう思う」を合わせると、ほぼ全員が対応として必要であると考えている。本調査では、表7で示したように対応の実践率は少し低くなっているものの、ほとんどの教員が、学校内や外部の専門機関との連携の必要性を認識していることを確認できた。

(5) 児童虐待防止教育に関する意見と教育経験の現状

本調査では、中学生が学校で児童虐待に関連した内容を学ぶ機会をもつことについての意見、内容、実際に教育を行った経験などについて質問した。中学生が学校で児童虐待について学ぶ機会を持つことを「良いと思う」と肯定した教員は148人(88.6%)、「良いとは思わない」と否定した教員が19人(11.4%)である。本調査では、9割近い教員は、中学生が児童虐待に関する内容を学校で学ぶことを肯定的に考えていることを確認できた。児童虐待に関する教育

表7 被虐待生徒等発見時に行った対応について(複数回答) 単位:人(%)

	被虐待生徒経験あり (79人中)	被虐待疑い生徒経験あり (67人中)
当該生徒に関係のある教員に相談した	61 (80.3)	47 (75.8)
生徒の学校内での様子を観察した	57 (75.0)	42 (67.7)
管理職の教員に相談した	56 (73.7)	38 (61.3)
外部の関係機関に相談・通告した	52 (68.4)	37 (59.7)
生徒と会話できる時間をつくった	45 (59.2)	35 (56.5)
生徒の保護者と連絡を取った	33 (43.4)	20 (32.3)
過去に対応した経験がある教員に相談した	15 (19.7)	6 (9.7)
関連の書籍やインターネットなどを調べた	12 (15.8)	7 (11.3)
誰にも相談せず一人で解決した	0 (0.0)	0 (0.0)
何もしなかった	0 (0.0)	0 (0.0)

表8 被虐待生徒等発見時の対応の必要性について 単位:人(%)

	非常に そう思う	ある程度 そう思う	あまりそう 思わない	まったくそう 思わない	合計
管理職の教員に相談する	158 (95.2)	8 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	166 (100.0)
当該生徒に関係のある教員に相談する	157 (94.6)	9 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	166 (100.0)
生徒の学校内での様子を観察する	155 (93.9)	9 (5.5)	1 (0.6)	0 (0.0)	165 (100.0)
生徒と会話できる時間をつくる	150 (90.4)	15 (9.0)	1 (0.6)	0 (0.0)	166 (100.0)
外部の関係機関に相談・通告する	139 (83.7)	26 (15.7)	0 (0.0)	1 (0.6)	166 (100.0)
過去に対応した経験がある教員に相談する	93 (57.8)	62 (38.5)	6 (3.7)	0 (0.0)	161 (100.0)
関連の書籍やインターネットなどを調べる	70 (44.0)	71 (44.7)	17 (10.7)	1 (0.6)	159 (100.0)
生徒の保護者と連絡を取る	61 (38.4)	70 (44.0)	26 (16.4)	2 (1.3)	159 (100.0)
誰にも相談せず一人で解決する	8 (5.0)	0 (0.0)	10 (6.2)	143 (88.8)	161 (100.0)

表9 学習内容について（複数回答） 単位：人（％）

	学習機会を肯定した 教員（148人中）	授業で扱った経験の ある教員（25人中）
相談・通告など虐待の対応	97 (66.0)	5 (20.0)
具体的な虐待内容に関する知識	87 (59.2)	8 (32.0)
法律・制度の知識	82 (55.8)	11 (44.0)
虐待の事例などの紹介	75 (51.0)	11 (44.0)
被害者の気持ちや背景	63 (42.9)	8 (32.0)
加害者の気持ちや背景	37 (25.2)	3 (12.0)
その他	4 (2.7)	1 (4.0)

表10 中学生が児童虐待に関する授業を受けて得られると思う効果 単位：人（％）

	非常に そう思う	ある程度 そう思う	あまりそう 思わない	全くそう 思わない	合計
生徒が児童虐待に関する正しい知識を身につけることができる。	57 (34.8)	95 (57.9)	12 (7.3)	0 (0.0)	164 (100.0)
生徒が児童虐待は被害者の責任ではないことが分かり、生徒の精神的負担を軽減できる。	59 (36.0)	90 (54.9)	15 (9.1)	0 (0.0)	164 (100.0)
生徒自身が被害者になったときの相談方法が分かる。	91 (55.2)	70 (42.4)	4 (2.4)	0 (0.0)	165 (100.0)
生徒自身が将来加害者になることを防ぐことができる。	46 (28.2)	96 (58.9)	19 (11.7)	2 (1.2)	163 (100.0)
生徒が児童虐待を見たり聞いたりした時の対応方法が分かる。	55 (33.7)	96 (58.9)	12 (7.4)	0 (0.0)	163 (100.0)
教師の児童虐待の早期発見につながる。	57 (34.8)	80 (48.8)	26 (15.9)	1 (0.6)	164 (100.0)
教師と生徒の信頼関係の構築につながる。	36 (22.4)	82 (50.9)	40 (24.8)	3 (1.9)	161 (100.0)

を支持している教員148人に、学びは、どのような時間を利用したほうがいいのかを質問し、複数回答で答えてもらった。特別活動時間で教えるのがよいと答えた教員が最も多く98人、次がLHR時間の61人、各教科を教える時間の45人、特別教科である道徳の時間の17人、その他の時間の9人の順である。各教科の時間は、家庭（15人）、社会（6人）、保健体育（6人）、国語（1人）などがあげられた。その他の時間については、関係機関の講演会、人権教育関連の講演会などがあげられている。

さらに、実際に授業で扱ったことがあるかどうかを質問した結果、授業で扱った経験があると回答した教員は、25人（15.0％）であった。最近、児童虐待関連内容を扱った時間は、社会、家庭などの教科の時間が14人、LHR時間が7人、道徳時間が2人、特別活動時間が1人であった。

本調査では、児童虐待に関する学習機会を肯定した場合、どのような内容を扱うのがいいか、また、実際に授業で扱った経験がある場合、どのような内容を扱ったかを質問した。表9には、「学習機会を肯定した教員」と「授業で扱った経験がある教員」が答えた学習内容をまとめている。まず、「学習機会を肯定した教員」があげた学習内容で最も多かったのは、「相談・通告など虐待の対応」で、66％の教員があげている。50％以上の教員があげた内容は、

「具体的な虐待内容に関する知識」、「法律・制度の知識」、「虐待の事例などの紹介」である。また4割を超える教員が「被害者の気持ちや背景」をあげていた。一方、「授業で扱った経験がある教員」が実際に行った学習内容は、「法律・制度の知識」と「虐待の事例などの紹介」が多く、「学習機会を肯定した教員」があげた内容とは少し差がみられた。

「授業で扱った経験がある教員」には、授業後の感想や生徒の反応について書いてもらった。25人うち11人から記述を得ることができた。具体的には、「とても慎重に扱うべき内容である。生徒の顔色を見ながら話を変えていく必要があった」、「実際に児童虐待を受けている子や受けていた子がいる場合もあるため、知識のみしか扱えないのが現状」、「自分のことを大切にしていいたいと思えたこと、相談してもいいということを知ってもらえたと思う」、「自分自身のことではなくても、現代にそういうことがあるということに驚いていたし、あってはならないという意識を強く持っていた。前向きに取り組んだと思う」などの記述がみられた。

さらに、本調査では、調査対象者全員に、「中学生が児童虐待に関する授業を受けて得られると思う効果」と、「教員が児童虐待に関連する授業を行うことをためらう要因」について質問した。

まず、「中学生が児童虐待に関する授業を受けて

表11 授業で扱うことをためらう要因 単位：人（％）

	非常に そう思う	ある程度 そう思う	あまりそう 思わない	全くそう 思わない	合計
生徒の精神的負担になる可能性がある。	55 (33.1)	93 (56.0)	17 (10.2)	1 (0.6)	166 (100.0)
生徒や生徒の家庭のプライバシーに踏み込む可能性がある。	54 (32.5)	87 (52.4)	23 (13.9)	2 (1.2)	166 (100.0)
保護者が通報されることを恐れ、保護者自身が児童虐待を隠す可能性がある。	34 (20.5)	74 (44.6)	53 (31.9)	5 (3.0)	166 (100.0)
保護者が通報されることを恐れ、生徒が児童虐待を隠す可能性がある。	36 (21.6)	83 (49.7)	41 (24.6)	7 (4.2)	167 (100.0)
保護者が学校に対して不信感を持つ可能性がある。	21 (12.6)	60 (35.9)	73 (43.7)	13 (7.8)	167 (100.0)
他の内容を扱う授業時間数が足りなくなる。	20 (12.0)	52 (31.3)	68 (41.0)	26 (15.7)	166 (100.0)
該当生徒への対応だけで十分である。	6 (3.8)	32 (20.0)	77 (48.1)	45 (28.1)	160 (100.0)

表12 学習経験、被虐待児童等との遭遇経験、職歴等と知識、教育実施等との関連

	児童虐待に関する知識			児童虐待関連教育	
	児童虐待防止法	教師の義務		学習機会	教育実践
		早期発見 努力義務	通告義務		
学習経験	***	**	+	n.s.	**
被虐待生徒と遭遇経験	n.s.	+	+	n.s.	**
疑われる生徒と遭遇経験	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
職歴	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*
担任	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.

注：*** p<.001 ** p<.01 * p<.05 + p<.10

得られると思う効果」についてみると、表10に示した通り、教員の多くは、児童虐待に関する学習後の効果について、概ね肯定的に考えていることが明らかになった。また、学校における学習機会の肯定意識と学習効果に関する考えの関連をクロス分析に基づいて確認した。学校での学習機会を肯定する教員は、肯定しない教員に比べて、「正しい知識を身につけることができる」(x²値 = 9.786, p<.05), 「虐待は被害者の責任ではないことがわかり、生徒の精神的負担を軽減できる」(x²値 = 31.336, p<.001), 「生徒自身が将来加害者になることを防ぐことができる」(x²値 = 9.969, p<.05), 「教師と生徒の信頼関係の構築につながる (x²値 = 10.714, p<.01)」などの項目に対して、得られる効果が高いと考えている傾向がみられた。

一方、表11に示している通り、授業において、児童虐待に関する内容を取り扱うことについてためらう要因もみられた。ためらう要因として教員の約9割が肯定したのは、「生徒の精神的負担になる可能性」や、「生徒や生徒の家族のプライバシーに踏み込む可能性」である。また、授業で取り扱ったことで、虐待の事実が潜在化するのではないかと危惧する声も多く、約6割前後の教員が、そのように考えていた。また、学校における学習機会の肯定意

識と授業で扱うことをためらう要因との関連をクロス分析に基づいて確認した結果、学校での学習機会を肯定しない教員は、肯定する教員に比べて、「該当生徒への対応だけで十分である」と考える傾向がみられた (x²値 = 24.505, p<.001)。

(6) 学習経験、被虐待児童等との遭遇経験、職歴等と知識、教育実施等との関連

最後に、学習経験、被虐待児童等との遭遇経験、職歴と児童虐待に関する知識や教育実施意識と経験などとの関連をクロス分析に基づいて確認し、表12には、クロス分析のカイ二乗検定を行った結果を示した。

以下では、統計的に有意な関連がみられたものを中心に簡単に説明したい。

- ①学習経験と児童虐待防止法の知識の有無との関連については、学習経験がある教員は肯定する教員に比べて、法律名と内容もよく知っている、または、内容もある程度は知っている人が多い。一方、学習経験がない人は、法律名は知っているが、内容は知らない人が多い (x²値 = 24.096, p<.001)。
- ②学習経験と早期発見の知識の有無との関連については、学習経験がある人がない人に比べて、法律に定められている教職員の早期発見努力義務につ

いての知っている人が多かった (x^2 値 = 11.349, $p < .01$)。また、学習経験と通告義務の知識の有無との関連をみると、学習経験がある人がない人に比べて、法律に定められている教職員の通告義務条項を知っている人が多い傾向がみられた (x^2 値 = 3.839, $p < .10$)。

- ③学習経験と授業経験の有無との関連については、学習経験がある教員はなしの教員に比べて、実際に児童虐待に関する教育を行っている (x^2 値 = 10.441, $p < .01$)。
- ④被虐待生徒遭遇経験と知識との関連については、被虐待生徒と遭遇した経験がある教員が、経験のない教員に比べて、早期発見努力義務条項を認知しており (x^2 値 = 3.023, $p < .10$)、また、通告義務条項を認知している (x^2 値 = 3.671, $p < .10$) 傾向がみられた。
- ⑤被虐待生徒遭遇経験と教育実施との関連については、被虐待生徒に遭遇経験のある教員は、経験のない教員に比べて、児童虐待に関連する教育を実際に行っている傾向がみられた (x^2 値 = 7.148, $p < .01$)。
- ⑥職歴が20年以上の長い教員は、実際に児童虐待に関連する授業を行っている傾向がみられた (x^2 値 = 11.146, $p < .05$)。

ここでは、学習経験の有無は、児童虐待に関する知識の有無に関連し、教育実践においても影響を与えていること、早期発見や通告義務についての知識を身につけたことで、被虐待児童を発見することにもつながっていること、さらに、教育実践においても影響していることが読み取れた。つまり、本研究の結果、教員がまず児童虐待に関する正しい知識を身につけることは、虐待を受けている(または受けていると疑われる)生徒を発見することにもつながり、児童虐待防止教育の実践にもつながる可能性が高いことが示唆された。

4. おわりに

本研究では、中学校教員の児童虐待に関する意識と対応の実態や児童虐待防止教育に対する意識と現状を明らかにすることを目的として分析を行った。

分析の結果、教員の約7割が児童虐待に関する学習経験があり、多様な方法で学習していた。また教員の多くは、児童虐待防止法に規定されている教職員の児童虐待の早期発見努力義務や通告義務を認知しており、被虐待児童(疑いを含め)と遭遇した経験のある教員は8割以上で、発見時には様々な方法で対応していたことを確認することができた。

教員の約9割に近い人が、中学生を対象に児童虐

待関連の授業を行うことを肯定していることから、中学校における児童虐待防止教育の必要性が明らかになるとともに、実践可能性が高いことも示唆された。実際に2割弱の教員が、児童虐待関連教育を行った経験があり、各教科やLHR時間、特別活動時間などを利用して、教育を行っている現状も確認することができた。教育内容は、中学生が児童虐待についての学習機会を持つことを支持する教員は、「相談・通告などの虐待の事例」や「具体的な虐待内容に関する知識」を教育内容としてあげていたが、実際に授業で扱った経験のある教員は、「法律・制度の知識」と「虐待の事例などを紹介」を授業で扱っており、両者の間には差が見られた。また、授業で扱った経験のある教員は、自由記述を通して、児童虐待に関する内容を扱う際は、慎重になる必要があること、生徒の顔色を確認しながら進めていること、該当児童がいることを想定して知識に関する内容しか扱うことができず、制限があることなどを述べている。児童虐待に関する内容は虐待防止教育の観点からみても、授業を通して伝える必要があることを支持しながらも、実際に扱う際は、授業を受ける生徒の負担やプライバシー侵害の課題、または、児童虐待の現実が潜在化する恐れから、ためらいを覚えざるを得ない状況が、本調査で確認することができた。

このように児童虐待関連内容を教育することで生じる課題などを考慮し、慎重に教育を行う必要性について述べられる一方で、多くの教員は、児童虐待関連教育を実施したことで得られる教育効果を肯定的にとらえていたことから、本調査では、児童虐待防止関連教育の必要性と実践可能性を確認することができた。本研究結果を踏まえ、今後は、具体的に児童虐待防止教育の実践方法と内容を検討したい。

注

- (1) 本研究調査が行われた2018年度の児童虐待相談件数は、159,838件である。相談経路をみると、警察等が最も多く49.5%、近隣・知人が13.4%、家族・親族が8.4%、学校等6.7%などである(厚生労働省, 2020)。被虐待児童の年齢は、0~6歳の未就学児が45.9%、小学生が33.7%、中学生が13.7%、高校生・その他が6.8%を占めている(厚生労働省, 2021)。
- (2) 上本・李の研究で設定した児童虐待関連20行為は、高橋ら(1996)の研究と厚生労働省の『子ども虐待対応の手引き』(厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 2009)および『研修教材「児童虐待

防止と学校』(文部科学省, 2008)を参考に作成している。李・安達(2015)の研究は, 上本・李の20行為を用いて, 岡山県の小学校教員を対象に調査を行っている。今回の調査は, 同じ20行為を用いて中学校教員を対象に具体的な虐待行為に関する認識を確認した。

文献

- 李璟媛・安達由貴, 2015, 「小学校教員における児童虐待に関する乾式と対応」『岡山大学大学院教育学研究科研究収録』159: 61-69
- 岡本正子・牧野詠理, 2014, 「子ども虐待予防の観点からみる高等学校家庭科保育分野に関する考察—4府県の高等学校家庭科教員への質問紙調査を通して—」『生活文化研究』51: 1-22
- 上本めぐみ・李璟媛, 2014, 「教員養成課程の大学生における児童虐待に関する意識」『教育実践学論集』15: 13-26
- 厚生労働省, 2020, 「児童相談所での児童虐待相談対応件数の動向」(mhlw.go.jp) (2021.5.26最終確認)
- 厚生労働省, 2021, 「令和元年度福祉行政報告例の概況」(mhlw.go.jp) (2021.5.26最終確認)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 2009, 『子ども虐待対応の手引き(平成21年3月31改正版)』(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv36/index.html>)
- 鈴木真由子・岡本正子・岡本真澄, 2011, 「高等学校家庭科教育における子ども虐待の取り扱い—教員へのヒアリングを通して—」『生活文化研究』50: 75-84
- 高橋重宏・庄司順一・中谷茂一・加藤純・澁谷昌史・木村真理子・益満孝一・朽尾勲・北村定義, 1996, 「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント規準とその社会的対応に関する研究(2)—新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に—」日本総合愛育研究所『平成7年度 日本総合愛育研究所紀要』32: 87-106。
- 田吹和美, 2019, 「高等学校家庭科における児童虐待予防教育の一般化に向けての文献レビュー」『大阪総合保育大学紀要』13: 149-156
- 田吹和美・岡本正子, 2016, 「高等学校家庭科における児童虐待予防教育の実践と課題—「デートDV」授業を通して—」『生活文化研究』54: 1-14
- 文部科学省, 2008, 『研修教材「児童虐待防止と学校」』(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm)